

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（219）
2. 日 時：令和2年10月6日（火）16時00分～17時35分
3. 場 所：
 - （1）原子力規制庁10階南会議室
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁
原子力規制部 新基準適合性審査チーム
島村安全審査官、荒川安全審査官、加藤安全審査官
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他5名
5. 議事要旨
 - （1）原子力機構から、JRR-3 原子炉施設に係る設計及び工事の計画の変更認可申請（その13）について、資料1に基づき説明があった。
 - （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明について了解した旨の回答をした。
 - （3）原子力機構から、JRR-3 原子炉施設新規制基準適合に係る原子炉保安規定変更認可申請について、資料2から資料6に基づき説明があった。
 - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - スクラム失敗事象におけるホウ酸投入の措置については、投入必要量14kgの算出根拠について説明がないことから、これらの内容について説明する必要があること。また、本措置の実施の判断基準について、判断基準とする運転パラメータの種類及び値を説明する必要があること。
 - 燃料破損時において、原子炉建家から放出する放射性物質の評価にあたり使用する燃料事故モニタ、スタックの監視計器及びフィルタの位置関係が不明であることから、これらの位置関係を説明すること。また、燃料破損時におけるフィルタの有効性の評価方法が不明であることから、この内容について説明すること。
 - JRR-3 運転再開における教育については、具体的に実施する教育や訓練内容の説明がないことから、説明する必要があること。

(5) 原子力機構から、JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合確認に係る設計及び工事の計画が漏れなく申請されていることの確認について、資料7に基づき説明があった。

(6) 上記(5)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。

- JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合確認に係る設計及び工事の計画が漏れなく申請されていることの確認について、最終的な確認の方法について説明がないことから、具体的な確認の方法を説明する必要があること。

6. 配付資料

・ 原子力機構からの配付資料

資料1 設工認その13で申請した設備機器のうち耐震裕度が厳しいものの保守性について

資料2 スクラム失敗事象におけるホウ酸投入の措置について

資料3 燃料破損時に原子炉建屋から放出する放射性物質の低減のための判断について

資料4 大規模損壊事象発生時の散水に係る放水設備について

資料5 外部事象影響（外部火災）森林火災の樹木の管理について

資料6 JRR-3 運転再開における教育について

資料7 JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性確認に係る設計及び工事の計画が漏れなく申請されていることの確認について

資料8 JRR-3 原子炉施設の設工認要否判定結果について